

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）高度地区の計画書の規定による特例許可の手續に関する条例の施行期日を定める規則を公布する。

平成19年5月1日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第1号

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）高度地区の計画書の規定による特例許可の手續に関する条例の施行期日を定める規則

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）高度地区の計画書の規定による特例許可の手續に関する条例の施行期日は、平成19年9月1日とする。

（都市計画局都市景観部景観政策課）